



# しまね社会貢献基金に寄附して

## 身近な社会貢献活動を応援しよう！

～あなたの寄附を島根県内のNPO（非営利の組織のことです）が実施する社会貢献活動に役立てます～

個人・企業等  
からいただいた  
寄附金

### しまね社会貢献基金

- しまね社会貢献基金は、島根県が設置した基金です。
- 寄附金は、基金に積み立て、島根県が審査のうえ適正と認めたNPOの活動や基金制度の広報などに役立てます。

島根県内の  
NPOの活動  
などを支援

### 寄附の申込み方法

次の①、②のどちらかの方法で寄附の申込みができます

① 裏面の寄附申込書に必要事項を記載し、島根県に郵送、ファックス、メールのいずれかの方法で送付する（送付先はこのチラシの下にあります）

② パソコン、スマートフォン、携帯電話から「しまね電子申請サービス」にアクセスし、寄附の申込み手続きをする（裏面の申込書の記載は不要）

しまね社会貢献基金 [検索](#)

島根県から送付された納入通知書で金融機関から寄附金を払込む（手数料は不要です）

### しまね社会貢献基金へ寄附をされると、税制上の優遇措置が受けられます

【個人の方】 2,000円を超える額を寄附された場合、所得税と住民税の優遇が受けられます  
（所得税の確定申告が必要です）

【法人の方】 寄附金額の全額を損金算入できます  
（法人税の確定申告が必要です）

寄附者に特別な利益が及ぶと認められる場合は、優遇措置を受けられない場合があります

●郵送の方は、下の宛先を切り取り、封筒に貼ってご使用ください  
郵送料はご負担ください

●ファックス、メールの方は下記までお送りください  
電話:0852-22-5096 / FAX:0852-22-5636

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地  
島根県環境生活総務課 NPO 活動推進室 寄附金係あて

メール [npo@pref.shimane.lg.jp](mailto:npo@pref.shimane.lg.jp)

※メールで寄附の申込みをされる方は、裏面の必要記載事項をもれなくメール本文に記載してください。

島根県知事様（FAX送信先 0852-22-5636）

（NPO活動推進室）

ご住所	〒
ふりがな お名前 企業・団体の場合は名称及び代表者名	
電話番号※	
FAX番号	

※電話番号は、県が問い合わせの際に使用させていただきます。

## しまね社会貢献基金への寄附申込書

下記のとおり「しまね社会貢献基金」への寄附を申し込みます。

1 寄附金額 \_\_\_\_\_ 円（1円から寄附が可能です）

2 寄附金の使途の希望（必ずしもご希望どおりにならない場合もあります）

※次のア～ウの中から1つを選び、○をした上で必要事項を記入してください。

ア 団体希望寄附（「しまね社会貢献基金」登録団体のうち、特定の団体への支援を希望する寄附です）

支援を希望する団体名 \_\_\_\_\_

（注）登録団体一覧は、島根県のホームページでご確認ください。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/nonprofit/kikin/toroku/>

イ テーマ希望寄附（特定のテーマの活動への支援を希望する寄附です）

※希望するテーマは、次の1～19の中から1つを選び、番号に○をしてください。

1 保健・医療・福祉の増進	2 社会教育の促進	3 まちづくりの推進
4 観光の振興	5 農山漁村・中山間地域の振興	6 学術・文化・芸術・スポーツの振興
7 環境の保全	8 災害救援	9 地域安全
10 人権の擁護、平和の推進	11 国際協力	12 男女共同参画社会の形成の促進
13 子どもの健全育成	14 情報化社会の発展	15 科学技術の振興
16 経済活動の活性化	17 職業能力開発・雇用機会拡充の支援	18 消費者の保護
19 1～18の活動を行う団体の運営・活動に関する連絡・助言・援助		

※テーマ希望寄附では、50万円以上の寄附をされた場合、実施事業に寄附者名を付記することができます。

ウ 一般寄附（広く島根県内の社会貢献活動を支援する寄附です）

3 お名前などの公表について

あなたのお名前、住所（市町村名まで）、寄附金額を島根県のホームページで公表してよろしいですか。

※ア～ウの中から、1つに○をしてください。

ア 公表してよい                      イ 公表しないでほしい

ウ 氏名・住所は公表してよいが、寄附金額は公表しないでほしい

あらかじめ下記の事項について十分御理解の上、御寄附をお願いします。

- 寄附金は、御寄附いただいた方の御希望を尊重して活用しますが、必ずしも希望どおりにならないこともあります。なお、その場合も寄附金をお返すことはできません。
- 税制優遇を受けるためには、確定申告の手続きが必要となります。ただし、寄附者に特別な利益が及ぶと認められる場合は、優遇措置を受けられない場合があります。

※この「寄附申込書」に記載された内容は、「しまね社会貢献基金」に関わる業務以外には一切使用いたしません。